

さけ科魚類ビブリオ病不活化ワクチン

動生剤基準のさけ科魚類ビブリオ病不活化ワクチンの 3.3.2、3.3.5 及び 3.3.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。